



発行 東京都

東京都知事 小池百合子

目 次

告 示

○都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）一

○都営住宅の使用料の変更……………（同）二

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）五

○都営改良住宅の使用料の変更……………（同）六

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）七

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）一

告 示（公）

○教習指導員審査の実施……………七

○東京消防庁消防信号等に関する規程の一部改正……………八

告 示

●東京都告示第千百八十六号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

令和七年十二月二十六日

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
戸山ハイツアパート (10号棟)	新宿区戸山二丁目十番	高層耐火 四〇・一平方メートル	二五戸
竹の塚七丁目アパート (1、2、3、5号棟)	足立区竹の塚七丁目十三番	中層耐火 三七・三平方メートル	一三〇戸
竹の塚七丁目アパート (4号棟)	同右	同右	三三・四平方メートル
辰沼町アパート (2、3号棟)	足立区辰沼一丁目二番	同右	三七・七平方メートル
柴又三丁目アパート (5号棟)	葛飾区柴又三丁目十六番	同右	四二・三平方メートル
柴又三丁目アパート (9号棟)	葛飾区柴又三丁目二十五番	同右	五一・〇平方メートル
		八〇戸	三六戸
		三〇戸	

●東京都告示第千百八十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和八年一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名	位置	面積	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（10号棟）	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	61,200	
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート（1号棟）	港区港南4-5	42.2	1	39,200	110,900	
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート（26号棟）	港区赤坂5-5	51.2	1	50,300	230,000	
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（10号棟）	新宿区戸山2-10	40.1	1	33,700	94,800	
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（33号棟）	新宿区戸山2-33	40.1	1	33,700	94,800	
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,000	55,800	
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート（1号棟）	新宿区西大久保4-18	37.3	1	32,600	81,200	
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート（14号棟）	文京区本郷4-15	35.8	1	30,500	77,000	
一般都営	高層耐火	太平南アパート（1号棟）	墨田区太平4-2	42.9	1	31,000	51,700	
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート（1号棟）	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	69,200	
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート（2号棟）	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	69,200	
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（4号棟）	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	73,900	
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（5号棟）	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	73,900	
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（1号棟）	墨田区立花6-8	55.9	1	40,400	81,500	
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（2号棟）	墨田区立花6-8	55.9	2	40,400	81,500	
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート（1号棟）	墨田区八広5-10	55.9	1	40,100	83,300	
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート（3号棟）	江東区東砂1-5	39	1	31,400	53,100	
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート（9号棟）	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,400	60,400	
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート（8号棟）	江東区辰巳1-10	38.4	2	30,400	60,400	
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（8号棟）	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,100	57,600	
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート（35号棟）	江東区東砂7-17	51.2	1	41,900	79,600	
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート（1号棟）	江東区大島8-42	33.7	1	25,700	34,200	
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（1号棟）	江東区東陽3-22	37.9	2	30,700	44,700	
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート（7号棟）	江東区南砂1-1	42.2	1	33,800	57,200	
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート（1号棟）	江東区白河1-5	50.9	1	42,400	88,100	
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（4号棟）	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	96,900	
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート（4号棟）	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	106,200	
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（4号棟）	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	114,300	
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート（5号棟）	品川区八潮5-1	62.1	1	54,400	105,600	
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート（1号棟）	大田区大森西3-9	51	1	43,100	89,100	
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（15号棟）	大田区矢口2-21	32.9	1	26,000	40,500	
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート（14号棟）	大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,300	75,000	
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート（2号棟）	世田谷区梅丘1-36	39	1	32,000	70,500	

種類	構造	名	位置	面積	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート（4号棟）	世田谷区梅丘1-40	51	1	42,400	102,700	
一般都営	中層耐火	用賀一丁目アパート（9号棟）	世田谷区用賀1-16	59.6	1	50,900	131,300	
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート（1号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	32,400	82,100	
一般都営	高層耐火	中野中央二丁目アパート（10号棟）	中野区中央2-22	37.7	1	27,400	56,000	
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（1号棟）	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	67,700	
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート（3号棟）	北区浮間1-9	48.1	2	38,700	78,000	
一般都営	高層耐火	王子本町アパート（16号棟）	北区王子本町3-4	37.3	1	29,200	64,100	
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（2号棟）	北区滝野川3-69	39	1	30,400	61,800	
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（5号棟）	北区滝野川3-75	37.3	1	29,500	67,100	
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート（14号棟）	北区上中里2-13	39	1	29,400	62,600	
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート（4号棟）	北区赤羽北3-10	51.2	1	41,000	85,600	
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート（1号棟）	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	63,800	
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート（2号棟）	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,400	88,700	
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート（1号棟）	板橋区新河岸2-10	39.0	1	27,700	39,900	
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート（1号棟）	板橋区前野町4-36	43.9	2	33,100	56,100	
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（1号棟）	板橋区蓮根3-15	51.2	4	38,600	75,000	
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（9号棟）	練馬区北町6-9	51	1	39,700	90,000	
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（8号棟）	練馬区北町6-8	47.5	1	37,000	83,800	
一般都営	中層耐火	旭町二丁目第4アパート（4号棟）	練馬区旭町2-39	61.5	1	50,500	116,500	
一般都営	中層耐火	南田中アパート（20号棟）	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	50,600	
一般都営	中層耐火	南田中アパート（26号棟）	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	50,600	
一般都営	中層耐火	南田中アパート（46号棟）	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,400	53,200	
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（5号棟）	足立区西保木間3-2	36.7	1	24,400	43,400	
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（6号棟）	足立区西保木間3-6	34.3	2	23,400	41,100	
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（7号棟）	足立区西保木間3-11	36.4	1	24,600	45,800	
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（12号棟）	足立区西保木間3-12	39.0	1	27,000	42,200	
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（13号棟）	足立区西保木間3-12	42.3	1	29,300	45,800	
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート（4号棟）	足立区西保木間1-3	55.9	1	40,600	81,600	
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート（5号棟）	足立区六月1-33	33.4	1	22,400	40,800	
一般都営	中層耐火	西綾瀬四丁目アパート（2号棟）	足立区西綾瀬4-9	57.1	1	43,400	92,400	
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート（3号棟）	足立区弘道2-16	55.9	1	40,600	81,800	
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート（3号棟）	足立区六月2-8	51.0	1	36,500	68,400	
一般都営	中層耐火	保木間町アパート（3号棟）	足立区保木間1-35	42.3	1	29,500	46,800	

種類	構造	名	位	置	規	戸数	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(4号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,200	40,400	
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(11号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,200	40,400	
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	24,900	45,900	
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,200	35,200	
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	26,900	44,800	
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(14号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	24,900	42,800	
一般都営	中層耐火	花畠第3アパート(13号棟)	足立区南花畠4-11	35.7	2	24,100	45,600	
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(3号棟)	足立区鹿浜5-24	35.7	1	23,800	41,800	
一般都営	高層耐火	舍人町アパート(18号棟)	足立区舍人6-9	43.6	1	30,200	46,700	
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(7号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,300	74,300	
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(3号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,200	75,200	
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(2号棟)	足立区青井3-31	51.0	1	37,800	84,200	
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,100	64,700	
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(3号棟)	葛飾区東金町5-30	55.9	1	40,700	76,200	
一般都営	中層耐火	西亀有三丁目第2アパート(10号棟)	葛飾区西亀有3-9	55.8	1	42,200	90,800	
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート(7号棟)	葛飾区西新小岩3-21	51.0	1	37,800	62,700	
一般都営	中層耐火	東新小岩三丁目アパート(1号棟)	葛飾区東新小岩3-12	51.0	1	37,900	79,500	
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	74,600	
一般都営	中層耐火	西瑞江四丁目アパート(1号棟)	江戸川区西瑞江4-19	55.9	1	42,900	80,100	
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	49,500	
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート(12号棟)	江戸川区南小岩2-4	42.3	1	32,100	61,800	
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート(1号棟)	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	72,500	
一般都営	高層耐火	臨海町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区臨海町2-2	62.0	1	49,400	108,200	
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-4号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	84,300	
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート(2号棟)	立川市錦町6-6	55.9	1	32,300	78,400	
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート(1号棟)	立川市錦町6-6	55.9	2	32,300	78,400	
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート(16号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-9	55.9	1	42,200	104,800	
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート(1号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	1	45,200	113,800	
一般都営	中層耐火	牟礼四丁目アパート(18号棟)	三鷹市牟礼4-1	42.3	1	30,700	72,300	
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(3号棟)	三鷹市中原4-35	51.2	1	36,000	61,200	
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート(1号棟)	三鷹市中原4-17	63.0	1	44,300	80,700	
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(3号棟)	府中市天神町2-10	62.1	1	39,700	100,400	

種類	構造	名	位	置	規	戸数	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	2	26,900	65,200	
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	42.3	1	22,700	53,800	
一般都営	中層耐火	調布柴崎二丁目アパート(1号棟)	調布市柴崎2-7	48.1	1	27,800	72,400	
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	24,700	58,700	
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,000	80,300	
一般都営	中層耐火	調布市富士見町三丁目第2アパート(5号棟)	調布市富士見町3-19	56.8	1	34,400	94,000	
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(1号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	36,100	95,500	
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(6号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	33,900	70,400	
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,900	70,100	
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート	町田市忠生3-6	55.9	1	29,900	60,300	
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)	町田市忠生4-6	55.9	1	29,900	60,600	
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190-8	55.9	2	29,700	64,900	
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190-10	55.9	1	29,700	64,900	
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート(2号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	2	36,700	85,300	
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(8号棟)	西東京市北原町2-2	58.1	1	36,600	88,500	
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(11号棟)	西東京市田無町7-6	51.0	1	28,600	68,500	
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(19号棟)	西東京市田無町7-12	56.8	1	34,000	77,500	
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諒訪団地(5-2-3号棟)	多摩市諒訪5-2	37.7	1	17,200	32,200	
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諒訪団地(5-2-10号棟)	多摩市諒訪5-2	37.7	2	17,200	32,200	
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諒訪団地(5-2-11号棟)	多摩市諒訪5-2	37.7	1	17,200	32,200	
一般都営	中層耐火	多摩ニータウン和田団地(3-5-3号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	36,000	
一般都営	中層耐火	多摩ニータウン和田団地(3-5-4号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	36,000	
一般都営	中層耐火	多摩ニータウン和田団地(3-7-1号棟)	多摩市和田3-7	37.7	2	17,700	36,000	
一般都営	中層耐火	多摩ニータウン愛宕団地(3-4-3号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,000	36,600	
一般都営	中層耐火	多摩ニータウン愛宕団地(4-1-4号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,000	36,600	
一般都営	中層耐火	多摩ニータウン落合団地(4-4-1号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,700	41,800	

● 東京都告示第千百八十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号） 第

用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使

第三条第三項の規定により告示する。

東京都知事 小池百合子

名稱位置構造及び規模

八幡山三丁目第2アパート
(12号棟)
番 世田谷区八幡山三丁目二十七
番 高層耐火
面積 三四・六平方メートル

二二三

三、〇〇〇

七六、二〇〇四

八幡山三丁目第2アパート (13号棟)	同右	同右	同右	同右
	同右	同右	同右	同右
	同右	同右	同右	同右
	三四・六平方メートル	五七・四平方メートル	四七・九平方メートル	同右
	同右	同右	同右	同右

四四、四〇〇三
四五、三〇〇三
五三、一〇〇三
三一、〇〇〇三

○五、四〇〇四
右向

八幡山三丁目第2アパート	(14号棟)	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
三四・六平方メートル	五七・四平方メートル	四七・八平方メートル	四〇・四平方メートル	七戸	同右	同右	同右
三六戸	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

三一、〇〇〇三三
五三、一〇〇三三
四四、三〇〇三三
四四、四〇〇三三
三七、四〇〇三三

八九、六〇〇円
〇六、三〇〇円
尚右
二七、四〇〇円
七七、八〇〇円

八幡山三丁目第2アパート	同右
	同右
	同右
	同右
	同右
三四・六平方メートル	四七・八平方メートル
五六・亘	五七・五平方メートル
八戸	九戸

四四、三〇〇三
五三、三〇〇四
三一、〇〇〇三

○七、八〇〇四
二九、五〇〇四
七七、二〇〇四

東保木間一丁目第二アパート (17号棟)	同右	同右	同右	同右
足立区東保木間一丁目五番	同右	同右	同右	同右
三四・六平方メートル	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右
五六・二平方メートル	同右	同右	四五・二平方メートル	同右

三七、四〇〇四
四三、七〇〇四
五三、三〇〇四
二八、〇〇〇四

九〇、一〇〇四
○五、六〇〇四
二八、五〇〇四
八九、九〇〇四

近傍同種の住宅の
家賃（月額一戸に
つき）

取入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）

近傍同種の住宅の
家賃（月額一戸に
つき）

種類	構造	名	称	位	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（5号棟）			36.6	1	29,800
改良	中層耐火	荻中一丁目アパート（11号棟）			36.4	1	29,000
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート（2号棟）			33.4	1	24,700
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（4号棟）			33.4	1	22,300

●東京都告示第千百九十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十二条において準用する第三条第一項の規定に基いて、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年十二月二十六日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明
記

名 称	東京都知事 小池百合子	位 置	八幡山三丁目第2アパート駐車場	区画数	世田谷区八幡山111-1 六八区画
			白鷺一丁目第4アパート駐車場	目三十七番	中野区白鷺1丁目十一区画 11番

●東京都告示第千百九十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十二条において準用する第三条第一項の規定に基いて、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和七年十一月二十六日

名 称 位 置 区画数
東京都知事 小池百合子
東保木間一丁目第2アパート駐車場
足立区東保木間1丁目五番

おいて準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月26日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明
記

3 番査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をい

う。）に必要な教習の技能
ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をい

う。）に必要な教習の技能
(2) 教習に関する知識
ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28
第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識
イ 自動車教習所に関する法令についての知識
ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

